

# 運行管理者 貨物編 暗記ノート04 (労働基準法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。  
公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置をとる場合があります。  
本文の内容は2024年7月時点の法令によって制作しています。

(制作 2024.7)

## 用語と日数・時間等

労働者	職業の種類を問わず、事業又は事務所に【使用される】者で、賃金を【支払われる】者。
使用者	事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、【事業主】のために行為をする【すべての】者。
平均賃金	【3】ヵ月間の賃金の総額をその期間の【総日数】で除した金額。
労働契約の期間	一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、【3】年（専門的知識等を有する労働者または満60歳以上の労働者との労働契約は、5年）を超える期間について締結してはならない。
解雇制限	疾病等による休業期間及びその後【30】日間、産前産後による休業期間及びその後【30】日間は解雇してはならない。
解雇の予告	【30】日間に予告（【30】日間に予告しない場合、【30】日分以上の平均賃金を支払う）。
出来高払制の保障額	労働時間に応じ【一定額】の賃金を保障する。
労働時間	休憩時間を除き1週間について【40】時間を超えて、労働させてはならない。1週間の各日については、休憩時間を除き1日について【8】時間を超えて、労働させてはならない。
休日	毎週少なくとも【1】回（4週間中に休日が4日以上の場合を除く）。

休憩	労働時間6時間を超える場合、【45】分の休憩を与え、労働時間8時間を超える場合、【1】時間の休憩を与える。
時間外、休日労働	労働日の賃金の計算額の【2】割【5】分～【5】割の範囲内で割増賃金を支払う。ただし、1ヵ月【60】時間を超える場合は【5】割以上を支払う。 有害業務の労働時間の延長は1日につき【2】時間を超えないこと。
年次有給休暇	【6】ヵ月間継続勤務、【8】割以上出勤で【10】労働日。(※1)
産前産後	産後【8】週間未満の女性の就業は不可(産後6週間以降で女性が請求し、医師が支障がないと認めた業務は可)。
就業規則の作成	常時【10】人以上の労働者を使用する場合に作成。
作成の手続	就業規則を作成・変更する場合にあつては、労働者の【過半数】で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の【過半数】を代表する者の意見を聴く。
記録の保存	使用者は、労働関係に関する重要な書類を【5】年間保存。 ※ただし、経過措置として当分の間は3年間保存。

※1：1週間の所定労働日数が相当程度少ない労働者は除く。

## 改善基準（過去問題からポイントを抜粋）

1カ月の拘束時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・1カ月について【284】時間を超えず、かつ、1年について【3,300】時間を超えないこと。</li><li>・労使協定があり、次の①②の条件を満たす場合、1年について【6】ヵ月までは1カ月について【310】時間まで、かつ、1年について【3,400】時間まで延長することができる。<ul style="list-style-type: none"><li>①284時間を超える月は連続3ヵ月まで</li><li>②1カ月の時間外・休日労働時間数が100時間未満</li></ul></li></ul>
1日の拘束時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・最大【15】時間を超えないこと</li><li>・14時間超はできるだけ少なくすること。目安は週【2】回以内。</li><li>・休息期間は【9】時間以上とすること</li><li>・フェリー乗船時間は【休息期間】として取り扱う</li></ul>
2日平均運転時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・「特定日の前日+特定日」及び「特定日+特定日の翌日」の平均運転時間がともに【9】時間を超えないこと</li></ul>
2週間平均運転時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・2週間を平均して1週間当たり44時間を超えないこと。</li></ul>
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・【4】時間運転毎に【30】分の休憩（1回おおむね連続【10】分以上で、合計【30】分以上の中断時間が必要。）</li></ul>
休日労働	<ul style="list-style-type: none"><li>・【2】週間について【1】回を超えないこと</li></ul>